

大阪府監査委員告示第27号

大阪府包括外部監査人が執行した平成15年度、16年度、17年度及び19年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第232条の38第6項の規定により、大阪府知事から通知があったので、次の通り公表する。

平成20年10月2日

大阪府監査委員 赤木 明夫  
同 京極 俊明  
同 梅本 憲史  
同 谷口 昌隆  
同 磯部 洋

包括外部監査結果に基づき講じた措置について  
(通知文)

行 革 第 1297号  
平成20年9月9日

大阪府監査委員 磯部 洋 様  
同 赤木 明夫 様  
同 京極 俊明 様  
同 梅本 憲史 様  
同 谷口 昌隆 様

大阪府知事 橋下 徹

包括外部監査結果に基づき講じた措置について(通知)

平成15年度から平成17年度及び平成19年度の包括外部監査結果に基づき、平成20年8月31日までに講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知します。

(別紙)

1 平成15年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の状況

水道部における上水道事業及び工業用水道事業並びに土木部における下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の執行について  
第2編 水道事業及び工業用水道事業

第4 外部監査の結果及び意見

6 財務に関する事項

(5) 減価償却の開始時期

包括外部監査結果報告書記載内容	措 置 の 状 況
<p>固定資産の減価償却については、取得年度の翌年度から償却計算を開始している。この方法は、地方公営企業法施行規則第8条第1項及び大阪府水道部会計規程第148条第1項において認められた方法である。</p> <p>しかし、この方法によると、事業年度の中途において取得した固定資産については、実際には事業の用に供されている固定資産であっても、その年度の事業供用期間に対応する減価償却費は全く計上されないことになり、企業会計では、適正な期間損益計算の観点からは望ましい方法とはいえない。</p> <p>減価償却費の計算は、改訂料金の計算の基礎となることを踏まえ、また、より適正な期間損益計算を行い、水道事業の経営成績を適切に示すためにも、今後適切な時期に、事業年度において取得した全ての固定資産について使用開始月から減価償却を行うことを検討する必要がある。</p>	<p>全資産の月割り償却が可能な管財会計処理システムを平成20年度に構築する。このシステムを稼働させることにより、平成21年度から月割り償却を実施することとした。</p>

(6) 固定資産の実地調査

包括外部監査結果報告書記載内容	措 置 の 状 況
<p>水道部では、保有する固定資産について、実地調査及び帳簿との照合手続を行っていない。</p> <p>この点、大阪府水道部会計規程第146条で「毎事業年度のうち少なくとも1回以上固定資産について実地に調査し、帳簿と照合しなければならない」とあり、毎年1回以上の固定資産の実地調査及び帳簿との照合手続が求められている。</p> <p>地中に埋設されている配水管など実地調査になじまない固定資産はあるものの、それらを除く固定資産については、会計規程に従い、少なくとも年に1回は、実地調査及び帳簿との照合の手続を行う必要がある。なお、実地調査等を行うに際しては、循環的に全固定資産の調査等を行う等、実務上の実施可能性を勘案して、実地調査等の実施要領を整備することが望まれる。</p>	<p>平成20年度に構築する管財会計処理システムを活用し、平成21年度から、照合可能な資産に資産情報を書き込んだICタグを取り付け、読取機によるチェックを行うなどの方法により、実地調査を行うこととした。</p>

(7) 未利用土地の状況

包括外部監査結果報告書記載内容	措 置 の 状 況
② 無断使用等 (B) 堺市東雲東町(212.94 m <sup>2</sup> ) (B) 水道部が材料置場として使用した後、未利用地となっていたものを、堺市に対して児童遊園として使用許可(無償)していたものであるが、その後堺市は、無断で、使用許可した目的とは異なる集会所の敷地としてこれを使用している。集会所を撤去のうえ、更地返還するよう堺市と協議中であるが、今後使用を継続するなら、堺市に対し使用許可による使用料の徴収等検討する必要がある。	平成 20 年5月に堺市に対し有償による使用許可を行った。

## 8 (財)大阪府水道サービス公社に関する事項

### (2) 財務に関する事項

包括外部監査結果報告書記載内容	措 置 の 状 況
② 結果及び意見 (B) 公社に対する委託料の積算方法 今後、同様のサービスの提供ができる業者が増えていくことも考えられるため、それらの業者との「競争原理」を働かせる契約のあり方を検討する必要がある。  (C) 収益会計事業 今後、公益法人たる公社が実施する事業として継続するかどうかの検討が必要である。  (E) 今後の組織のあり方 今後は、公社が実施している事業を精査し、人員配置も含め、「府が直接執行すべき事業」「今後も公社が執行すべき事業」、及び「他の第三者へその事業の執行を委ねるべき事業」等に分類・整理し、公社が担うべき役割を明確にしていくことが必要である。	(財)水道サービス公社については、平成20年6月の「財政再建プログラム(案)」で示しているとおり、平成20年度をもって廃止することとし、事業の実施方法を精査の上、「府が直接執行すべき事業」と「他の第三者へその事業の執行を委ねるべき事業」に分類・整理し、平成21年度から実施する。  同上  同上

## 第3編 下水道事業

### 第4 外部監査の結果及び意見

#### Ⅱ 維持操作事務補助金

1 補助金交付基準の問題点

(2) 機能別分類区分への配分基準の問題点

包括外部監査結果報告書記載内容	措 置 の 状 況
<p>「維持操作業務委託費」は外部への委託費用であり、事務組合の人件費が直接的にこの費用に応じて発生するものではない。また、工事請負費は大きな工事が発生すれば、金額が多額になるが、工事請負金額の増減比率に対して人件費の増減比率は必ずしもリンクしない。</p> <p>したがって、現状の計算方式は必ずしも実態に即した人件費の配分基準といえず、この計算方法についての見直しが必要である。現在の計算方法を見直し、実態に即した計算方法を検討すべきである。</p>	<p>従前は、各組合の組織体制が異なることから事業費按分に代わる計算方法を確立することが困難であったが、平成20年度から、流域下水道にかかる業務(建設・維持管理)を大阪府に一元化したため、人件費の積算方法については、今年度の実績値を踏まえ、平成21年度中に確立することとした。</p>

4 維持操作費用の一部を補助することの妥当性について

(1) 雨水排除費用

包括外部監査結果報告書記載内容	措 置 の 状 況
<p>他の都道府県においても合流式下水道を採用している箇所が多くあるが、下水道統計要覧の記載金額から推測すると、雨水処理費用を負担していると思われる県はごく一部で、しかもその負担金額は少額である。</p> <p>寝屋川流域のように広域的な浸水対策のために雨水排除に補助が必要と考えるのであれば、浸水対策費として補助目的を明確にしたうえで補助すべきと考える。雨水排除費用負担としての補助については、市町村の公平性の観点から見直しを行うことが求められる。</p>	<p>平成20年度から流域下水道にかかる業務(建設・維持管理)を大阪府に一元化したため、組合への補助制度は廃止したが、雨水排除は、広域的な浸水対策の観点から支援が必要であるため、公費負担を行っている。府の負担の考え方については、市町村の公平性に配慮して検討を行い、平成20年度から従前の1/2から4.5/10に変更した。</p>

(2) 水質管理費用

包括外部監査結果報告書記載内容	措 置 の 状 況
-----------------	-----------

水質検査費用に対する補助であるが、下水道事業は汚水を浄化する事業であり、その処理水が下水道法に規定された水質基準を満たしているかの水質検査は、下水道事業の維持操作上必要不可欠の業務であるとする。このような業務については下水道を利用する受益者負担とすべきものであり、公費負担とする考え方には疑問がある。

一方、水質環境基準の強化、追加や、環境ホルモンなどの水系リスク物質に対する新たな環境問題への対処など、水環境の監視を行政責任にゆだねられる側面もある。これらを鑑みた補助金交付の見直しが求められる。

平成20年度から流域下水道にかかる業務(建設・維持管理)を大阪府に一元化したため、組合への補助制度は廃止したが、水質管理は、下水道事業の維持操作上、必要不可欠な業務であることから公費負担を行っている。府の負担については、平成20年度から、水質汚濁防止法やダイオキシン類対策特別措置法等で義務付けられた法的な規制項目に必要な経費に限定することとした。

### III 流域下水道事業の今後に向けての検討

#### 1 流域下水道の施設建設と維持管理の分担体制について

##### (2) 現体制における検討課題

包括外部監査結果報告書記載内容	措置の状況
<p>昭和40年代に現在の体制を決定した要因のひとつとして「大阪府は下水道建設に全力を傾注する」という方針がある。また大阪府が地方債償還費を負担することや事務組合へ補助金を交付することは、大阪府内の流域関連公共下水道の整備促進に役立ってきたことは確かである。現在では、処理量が多い流域については利用者使用料で汚水処理費用のほぼ全額を賄っている状況となっている。</p> <p>大阪府も公債費を全額負担するのではなく、汚水関連公債費についてはその一部を使用料で賄う方法を検討すべきと考える。また処理費用が高いにも関わらず、他よりも使用料収入単価が低い流域については特に収入増加策を真剣に検討すべきである。さらに、昭和40年代に運営体制を決定した時代とは事情が相当異なっており、府は流域下水道全体の運営について検討し直す時期にきているのではないかと考える。</p>	<p>流域下水道事業(猪名川流域を除く)を効率的に行うため、平成20年度から、建設及び維持管理業務を大阪府が一元的に実施することとした。</p>

#### 2 流域下水道事業の今後の課題

##### (4) 利用者使用料について

包括外部監査結果報告書記載内容	措置の状況
-----------------	-------

<p>大阪府内の下水道料金は、大阪府内 45 箇所とも全国平均を下回っている。大阪府内の料金設定は全国に比べ量の増加に対して遞増割合が大きいことがわかる。全体として府内住民サービスの徹底という面で、この状況は歓迎すべきものとする。能勢町を除く大阪府内 43 市町村が流域関連公共下水道を実施している状況においては、流域下水道事業全体について、利用者、関係市町村、組合及び大阪府がそれぞれ徹底した行政改革を推し進めることを前提に受益と負担の関係の明確化、とりわけ適正な下水道使用料の水準について真剣に検討すべきである。</p>	<p>適正な下水道使用料の設定については、あらゆる機会を通じ、起債元利償還費を含めた下水道の管理に必要な費用をもとに行うよう市町村に助言している。</p>
--	---

(5) コスト認識と資産価値認識の徹底

包括外部監査結果報告書記載内容	措置の状況
<p>財政健全化のためには、収支のみでなくコスト意識持つことが重要である。維持管理費用のほか重要なコストとして、施設等固定資産の利用に伴う価値の減少(減価償却費)と地方債の支払利子がある。コスト認識、資産価値認識のためには、公営企業会計に移行することが望ましい。しかし、すぐに公営企業会計への移行が困難であるとしても、建設及び維持管理を含めた連結ベースにおいて、企業会計的手法を取り入れた行政コスト計算と固定資産の帳簿管理を行い、かつ中長期的に行政コストのシミュレーション計算を行ってコスト削減のため利用することが必要と考えられる。</p>	<p>平成20年度から流域下水道業務(建設・維持管理)を大阪府に一元化することに伴い、流域下水道事業特別会計を設置し、経理の明確化を図った。なお、企業会計的手法については引続き検討する。</p>

第4編 水道部・土木部下水道課の工事請負・委託契約事務

第4 意見

3 具体的提言

(1) 入札方法の改善

包括外部監査結果報告書記載内容	措 置 の 状 況
<p>③ 指名業者の事前公表の廃止等 談合等の不正行為の防止を徹底し、競争性を向上させるべく、工事請負においては指名業者の事前公表を廃止すべきである。委託においては現場説明を廃止すべきである。</p>	<p>都市整備部では、測量建設コンサルタント等委託の予定価格1千万円未満の案件について平成19年度まで現場説明を行ってきたが、平成20年度から廃止した。水道部では、平成19年度から現場説明は廃止した。</p>

(12) その他

包括外部監査結果報告書記載内容	措 置 の 状 況
<p>① 水道サービス公社との委託契約につき、入札方式を導入すること 同財団法人に委託している監理業務の全てが同財団法人のみが行える特殊性を有しているとは考えられず、したがって、今後は同種監理業務の委託にあたっては、民間業者も含めた入札方式の導入の検討が必要である。</p>	<p>(財)水道サービス公社については、平成20年6月の「財政再建プログラム(案)」で示しているとおり、平成20年度をもって廃止することとし、事業の実施方法を精査の上、「府が直接執行すべき事業」と「他の第三者へその事業の執行を委ねるべき事業」に分類・整理し、平成21年度から実施する。</p>

2 平成16年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の状況

教育委員会が所管する教育行政の組織及び運営に関する事務の執行(ただし、文化財の保護及び芸術文化の普及・奨励のための事務は除く。)

第4編 教育委員会が実施した事業

第2 府立高等学校特色づくり・再編整備計画及び府立高等学校の運営等

IV 外部監査の結果及び意見

1 再編整備計画策定における財政的視点の導入及びその開示について

包括外部監査結果報告書記載内容	措 置 の 状 況
<p>府立高校の特色づくり・再編整備の全体を通して、つまり再編整備の計画策定から対象校選定後の効率的な施設整備や管理運営までを含めて、財政へどのような影響を与えたのかを決算数値で把握して費用と効果について検討を行い、かつその情報を開示する必要があると考える。</p>	<p>府立高校の特色づくり・再編整備事業は、生徒の「入りたい学校」づくりを進めるという、教育目的の見地から行っているもので、事業効果は、決算数値での「費用対効果」で表しきれものではない。なお、財政への影響については、閉校後の土地活用又は売却などの結果を分析することとする。</p>

4 空調使用料にかかる減免の必要性について

包括外部監査結果報告書記載内容	措 置 の 状 況
-----------------	-----------

空調使用料に対してだけ減免制度を設けないという方針は、既存の授業料との比較において疑問があり、現段階においてはやむを得ないものとしても、他の都道府県での今後の取扱いなども参考にしながら、近い将来においては再検討する余地があるものとする。	空調使用料については、平成16年度から平成28年度までの13年間の事業スキームを前提に設定したものであり、減免制度を直ちに導入することは難しいが、平成28年度以降の空調機器更新時において、その導入を検討することとした。
--	---

#### 第4 補助金・負担金

##### Ⅲ 監査の結果と意見

##### 1 補助金・負担金に共通した問題

##### (5) 支出目的が実質的に共通する補助金・負担金の整理

包括外部監査結果報告書記載内容	措置の状況
教育研究団体は、全国・近畿・大阪、小・中・高、学校種別、役職別、研究対象分野・部会別等に様々に存在しているが、各団体の主要メンバーがほとんど共通し活動内容が類似している場合などには、府にとって実質的に二重の支出にならないよう、各団体や部会別に補助金・負担金を支出する必要があるか慎重に検討し、補助金・負担金を整理されたい。	教職員が自主的に研究や研修を行う教科等研究団体に対する「教育研究団体補助金」については、研究会が実施する事業規模等に比して補助金の割合が少額であること及び研究団体の活動の奨励という事業の趣旨が概ね達成されたと判断されることから、平成19年度をもって廃止した。

##### 2 負担金に関する問題

##### (1) 「負担金」として交付することの妥当性について

包括外部監査結果報告書記載内容	措置の状況
教育研究団体等に対する負担金の要否をあらためて検討されたい。仮に継続するとしても、負担金にも補助金に準じた規定を整備すべきであり、情報交換された具体的内容・大阪府に対する具体的成果・活用状況の把握に努める必要がある。	大阪府立高等学校長協会や生活指導研究会等に係る負担金については、平成20年7月15日に「事務手続き等説明会」を開催し、多額の次年度繰越金の解消や会費額の見直し等の検討を行うこと、会計の透明性を高めるため決算書に用途の詳細を明記することなどを強く要請した。

##### (2) 「決算書」に記載のない私的経費について

包括外部監査結果報告書記載内容	措置の状況

<p>負担金交付先団体に対し、公的経費と私的経費を峻別し、会員の個人負担を含む全体収支と、負担金交付対象となる収支を明確に区別し、各経費の「決算書」の様式を定めるなど工夫した記載がなされるよう指導されたい。</p>	<p>大阪府立高等学校長協会や生活指導研究会等に係る負担金については、平成20年7月15日に「事務手続き等説明会」を開催し、多額の次年度繰越金の解消や会費額の見直し等の検討を行うこと、会計の透明性を高めるため決算書に用途の詳細を明記することなどを強く要請した。</p>
---	--

3 平成17年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の状況

商工労働部が所管する商工行政の財務に関する事務の執行(ただし、国際経済交流の推進並びに観光及びコンベンションの振興に関する事務は除く。)

第5編 財団法人大阪産業振興機構を介した中小企業支援

第2 中小企業支援事業関係

3 大阪府中小企業支援センター補助金

(3) 監査の結果及び意見

包括外部監査結果報告書記載内容	措 置 の 状 況
<p>③ 商工会議所における地域中小企業支援センターとの役割の重複 両事業におけるノウハウや利点をさらに整理し統合することにより一層ユーザーサイドに立ったサービスを提供することが期待される。またこのことは副次的には業務を整理統合することとなり、コスト削減効果も期待できよう。 商工会議所のノウハウを活かし、さらなる連携を検討することで、効果的・効率的な事業が可能となると考えるものである。</p>	<p>各商工会・各商工会議所に創業・経営革新のノウハウが一定蓄積されてきたことから、平成20年7月末で地域中小企業支援センター事業を廃止した。</p>

第3 設備資金事業関係

3 結果及び意見

(3) 未収債権の状況

包括外部監査結果報告書記載内容	措 置 の 状 況
<p>ア 設備貸与にかかる未収発生原因 貸付時においてキャッシュ・フローがマイナスであるにもかかわらず、貸与資産による新規投資による業務改善を期待して資産貸与を決定している場合が散見された。業績改善の期待に関し、将来の収支についての判断基準や判断の根拠を明確にする必要があるものと思われる。</p>	<p>設備貸与先企業の将来の収支については、経済情勢の変動等により判断が難しいが、審査時のキャッシュ・フローが大幅なマイナスである場合に貸与が適切か否かを判断するための基準を平成20年度に新たに作成した。</p>

第6 再生支援事業(元気出せ大阪ファンド事業)

5 意見

(4) 今後に向けて

包括外部監査結果報告書記載内容	措 置 の 状 況
<p>経費やリスク負担と効果の関係について、より慎重な事前の試算と予測、さらには事後の管理が行われる必要があるものと思われる。ホームページや公報などにおいて当該事業の費用負担やリスクを分かりやすく開示して、府民の納得を得ておくことも重要であろう。</p>	<p>本事業は平成17年度に終了しているが、今後同様の事業を実施する場合には、事前に綿密な事業予測を行うとともに事後の管理を徹底し、その情報をホームページや公報で開示し、府民の理解を得るよう努める。</p>

第6編 金融新戦略事業

第4 監査の結果及び意見

3 今後に向けて

包括外部監査結果報告書記載内容	措 置 の 状 況
<p>中小企業への信用補完機能を担う保証協会と中小企業支援の専門機関として新たな資金供給機能を有することとなった振興機構との間の、実効性ある分かりやすい役割分担が、抜本的に検討されるべきである。</p>	<p>保証協会と大阪府産業振興機構の役割を再構築し、平成20年度から、制度融資に一本化した。</p>

第7編 財団法人大阪府産業基盤整備協会による事業を中心とした「内外企業の誘致促進」事業

第4 テクノステージ和泉における賃貸事業及びイオン工学センターにおける用地取得にかかる、大阪府から基盤協会に対する貸付金の返済フレーム

## ワーク

### 2 監査の結果及び意見

#### (1) 利息相当額の実質的な補助

包括外部監査結果報告書記載内容	措 置 の 状 況
自治体の事業は営利行為でない以上、収益追求が要求されるわけではないが、そこに投入されている利息相当額を実質的な補助として認識した上で、事業に関する意思決定や評価において十分に考慮するとともに、適切な開示を行うことを検討すべきである。	平成 20 年度本格予算から、予算要求書・査定書を府政情報センターで開架するなど、予算編成過程の公開を行っている。なお、利息のあり方については、貸付金が一定返済できた時点で検討することとした。

### 第8編 その他の貸付金・補助金・委託料

#### 第2 その他の主な補助金

##### 2 小規模事業対策費

#### (4) 意見

包括外部監査結果報告書記載内容	措 置 の 状 況
昭和 26 年から開始された古い制度であり、府内における地域において当該制度がねざしていることは評価できる。しかし、当該制度の目的がどの程度達成されたかどうかをみる評価システムは確立されておらず、今後の課題と言える。また、人件費補助の対象者である経営指導員、専門経営指導員、補助員及び記帳専任職員については、それぞれ資格要件が定められているものの、その資質には個人差もあることから、これらに関する評価についても検討していくべきである。	本補助事業については、平成 20 年8月から、小規模事業者等のニーズを踏まえた「中小企業の活力再生・地域産業の活性化に向けた新たな事業」として再構築した。 なお、再構築にあたっては、人件費補助から事業費補助に転換するとともに、事業評価の仕組みを導入した。

#### 4 平成19年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の状況

都市整備部が所管する港湾事業及び河川事業並びに総務部危機管理室が所管する事業の財務に関する事務の執行

総括表

【平成 20 年 8 月 31 日現在】

項 目	監査対象機関 (部局等)	指 摘			意 見		
		件数	措置報告が あったもの	措置報告が ないもの (経過報告があつ たものを含む)	件数	措置報告が あったもの	措置報告が ないもの (経過報告があつた ものを含む)
港湾に関する事務	都市整備部 港湾局	19	17	2	17	13	4
	堺泉北埠頭 株式会社	4	4	0	10	6	4
	泉大津港湾都市 株式会社	2	2	0	4	4	0
河川及び水防に関する事務	都市整備部 河川室	0	0	0	16	16	0
危機管理に関する事務	総務部 危機管理室	1	1	0	23	23	0

※平成 19 年度包括外部監査結果報告書における「指摘」と「意見」の区分

指摘・・・①合法性、合規性、②経済性・効率性、有効性の観点から、是正・改善を求めるもの

意見・・・指摘には該当しないが、監査人が必要ありと判断したときに、大阪府の組織及び運営の合理化に資するために延べる見解のこと

第2編 港湾に関する事務

第2 大阪府港湾局

4 一般会計と特別会計

(4) 監査の結果及び意見

包括外部監査結果報告書記載内容	措 置 の 状 況
-----------------	-----------

<p>① 港湾整備事業特別会計における貸借対照表の作成  現況の資産管理状況を考えると、現有資産の把握のための資産評価事務等が発生するという課題はあるが、港湾整備事業特別会計の財政状況を明らかにするためにも、国からの通知の趣旨も踏まえて、特別会計の資産及び負債の状況を容易に把握できるような貸借対照表を作成する必要がある。【意見】</p> <p>② 特別会計と一般会計の資産区分  臨海債を財源として造成した土地の売却収入は特別会計に帰属するものであり、資産の帰属区分が明確でなければ、どの資産を対象として行政財産を普通財産に変更し売却するのかが明らかではない。特別会計として保有している資産(土地)を明確に区分しておく必要がある。【意見】</p> <p>③ 特別会計の事業区分  港湾別に収支を区分することにより、港湾整備事業の経営状況をより明らかにすることが可能となる。港湾の管理運営の効率化を図るためにも、港湾別に収支を区分することが望ましい。【意見】</p>	<p>貸借対照表を作成するには、資産管理状況を明確に把握する必要があることから、まず土地について、一般会計か特別会計のいずれに属するか、また特別会計の土地については、埠頭債事業か臨海債事業か、さらに臨海債事業で整備した土地については、行政財産か普通財産かを明確に区分するため、現状の利用形態・用途等について、平成 20 年 4 月に調査を開始した。</p> <p>同上</p> <p>平成 19 年度決算において、港湾別に明確に区分できる費用は区分し、明確に区分できない費用(人件費、庁舎光熱水費等)については、港湾整備事業特別会計の使用料、貸付料の港湾別収入により按分して算出し、港湾別に区分をした。</p>
---	---

5 海域、海岸、港湾区域の利用に関する収入並びに港湾施設の利用状況

(2) 港湾施設

③ 監査の結果及び意見

包括外部監査結果報告書記載内容	措置の状況
<p>イ 地方港湾における荷さばき地利用促進  地方港湾において施設の利用率が低いものが見られる。(中略)利用率としてみた場合、現在は低い水準である。大阪府としては、地域のさらなる発展と大阪府の財政のために、今まで以上に地元のニーズを掘り起こし、一層の利用促進を図ることが期待される。  【意見】</p>	<p>平成 20 年5月に港湾局内に「地方港湾活性委員会」を設置し、地元のニーズを今まで以上に掘り起こす有効な対策について検討の上、順次実施していくこととした。</p>

(3) 普通財産(特別会計)

### ③ 監査の結果及び意見

包括外部監査結果報告書記載内容	措 置 の 状 況
<p>ア 保証金免除先に対する賃貸料算定の問題</p> <p>一般の貸付先からは保証金 12 か月分を受領しており、賃貸料は、無利息で保証金を預かっていることに鑑み、保証金に 2%(利息相当額)を乗じた額を減額する形で算定している。他方、公共性があるとして保証金を免除している賃貸先(3 件)があるが、これらに対する賃貸料も一般貸付先と同様の算定方法によっている。(中略)「従前は『保証金受領なし』として個別に賃料算定していたが、平成 15 年賃料改定時に個別算定をやめた」とのことであるが、従前の賃貸料算定方法に戻すことが適当と考える。【意見】</p>	<p>契約保証金を免除して普通財産を貸し付けている団体については、平成 20 年4月の更新契約の締結の際に、貸付料を個別に算定する従前の方法に戻した。</p>

## 6 収入未済

### (4) 収入未済の状況

包括外部監査結果報告書記載内容	措 置 の 状 況
<p>① 港湾使用料(一般会計分)</p> <p>納入期限日からも相当長期間が経過しており、未済額は少額であるとはいうものの、期限を区切って法的措置をとることについても検討がなされるべきであるうえ、不納欠損処理すべきものは早期に行うことが検討されるべきである。【意見】</p> <p>法人の破産手続が終了した場合には、大阪府財務規則及びその運用の趣旨に従い、適切な時期に不納欠損処理を行うようにすべきである。【指摘】</p> <p>② 港湾使用料(港湾整備事業特別会計分)</p> <p>今後も収入未済額の減少に努めるとともに、特定の企業に実質的に見て特別の継続的支援を行っているものと評価され、公平性の点から疑問を呈されることのないよう、一定の基準を設けることが検討されてよいものと考えられる。【意見】</p> <p>③ 普通財産貸付料</p>	<p>納入期限から相当期間が経過して未納の場合において、催告する回数や強制徴収など法的措置を講ずる時期などについて基準を設けることとし、平成 20 年 5 月に検討を開始した。また、債権回収が不可能となったものは、速やかに不納欠損処理を行うこととした。</p> <p>指摘のあった債権回収不能案件2件について、平成 20 年3月 31 日に不納欠損処理を行った。今後も適切な時期に不納欠損処理を行う。</p> <p>収入未済が長期間あるいは高額に及んでいる企業等に対して使用許可を継続するかどうかの基準及び収入未済に対して法的措置を講ずるための基準を設けることとし、平成 20 年5月に検討を開始した。</p> <p>収入未済が長期間あるいは高額に及んでいる企業等に対して使用許</p>

<p>今後も収入未済額の減少に努めるとともに、特定の者に実質的に見て特別の継続的支援を行っているものと評価され、公平性の点から疑問を呈されることのないよう、一定の基準を設けることが検討されてよいものと考えられる。【意見】</p> <p>普通財産貸付料は、定期給付債権に関する民法 169 条の規定に従い、5年で時効管理されるべきである。【指摘】</p>	<p>可を継続するかどうかの基準及び収入未済に対して法的措置を講ずるための基準を設けることとし、平成 20 年5月に検討を開始した。</p> <p>平成 20 年度から、5年で時効管理することとした。</p>
--	--

### (3) 監査の結果と意見

包括外部監査結果報告書記載内容	措置の状況
<p>① 債権管理の一層の適正化と公平性の確保について</p> <p>従前からの滞納処分マニュアルを活用するとともに、平成 19 年3月には、「大阪府債権管理適正化指針～公平性を確保するために～」を策定して、府民の貴重な財産である債権の管理に万全を期すべくとともに、公平性を確保すべきとの考え方を基本とした、計画的で適正な債権管理の取組を進めるべく努力をしているが、個別の滞納案件について、同指針の考え方に沿った取組を一層強化・推進していくことが望まれる。【意見】</p> <p>今後も収入未済額の減少に努めることはもちろん、特定の企業に実質的に見て特別の継続的支援を行っているものと評価され、公平性の点から疑問を呈されることのないよう、収入未済が相当長期あるいは高額に及んでいるにもかかわらず、使用継続を認める場合につき、一定の基準を設けることが検討されてよいものと考えられる。【意見】</p> <p>② 不納欠損処理について</p> <p>法人の破産手続が終了した場合には、大阪府財務規則及びその運用の趣旨に従い、適切な時期に不納欠損処理を行うようにすべきである。【指摘】</p> <p>③ 普通財産貸付料の消滅時効管理について</p> <p>定期給付債権に関する民法 169 条の規定に従い、5年で時効管理さ</p>	<p>大阪府債権管理適正化指針に沿って、港湾施設使用料収入など債権管理の取組を一層強化・推進することとした。</p> <p>収入未済が長期間あるいは高額に及んでいる企業等に対して使用許可を継続するかどうかの基準及び収入未済に対して法的措置を講ずるための基準を設けることとし、平成 20 年5月に検討を開始した。</p> <p>指摘のあった債権回収不能案件2件について、平成 20 年3月 31 日に不納欠損処理を行った。今後も適切な時期に不納欠損処理を行う。</p> <p>平成 20 年度から、5年で時効管理することとした。</p>

れるべきである。【指摘】	
--------------	--

7 行政財産の普通財産化

(4) 監査の結果及び意見

包括外部監査結果報告書記載内容	措 置 の 状 況
<p>① 基本方針実現のための具体的対策の大幅な遅れ 普通財産化の具体的対策及びスケジュールを早期に策定し、実行するべきであった。【指摘】</p>	<p>港湾施設用地の普通財産化の基本方針(昭和 61 年3月策定)に従い、臨海債事業用地だけでなく、埠頭債により造成された附属用地等についても、その施設区分や建物の有無、現状の利用形態等を踏まえ、計画的に普通財産化に取り組み、収入増加に努めることとした。そのため、利用者の意向調査等を実施し、普通財産化推進のスケジュールや数値目標の設定について、平成 20 年6月に検討を開始した。【経過報告】</p>
<p>② 例外的取扱いの問題点 基本方針策定後の新規貸付にあたっては、原則として普通財産として貸し付けられている。しかし、例外的取扱いを行うことにより行政財産として使用許可したものが多数存在する。(中略)激変緩和の必要性等から、例外的に特別な取扱いがやむを得ない場合であっても、期間(例えば 10 年や 20 年)を限定して認めるのが相当であった。【指摘】</p>	<p>同上</p>
<p>③ 平成 18 年3月作成の「行政財産の普通財産化の基準」の問題点 平成 18 年3月に策定された「普通財産化の基準」は、基本方針を具体化するための方針及びスケジュールを定めたものとして前向きに評価することができるが、反面、基本方針のすべてを実行しているものとは言い難い。基本方針に従い、行政財産の普通財産化をより一層推進することが求められる。【意見】</p>	<p>同上</p>
<p>④ 港湾事業経営上の問題点</p>	

<p>イ 土地の効率的利用が阻害されていること          附属用地や荷さばき地の使用率が全体的に高いこと(前者 98.3%、後者 92.5%)に鑑みると、民間業者が長期間使用する土地については、普通財産化したうえで民間事業者に効率的に利用してもらい、一方、不要となった土地については、利用希望者に新規貸付を実施することにすれば、民間事業者間の公平性も保たれるうえ、港湾のさらなる発展にもつながるはずである。【意見】</p>	<p>同上</p>
<p>ウ 大阪府の収入が抑えられていること(財政上の問題点)          対象土地の普通財産化が実現されれば、大阪府の収入の増加をもたらす、大阪府民のために利用することが可能となる。行政財産の普通財産化の遅れのために、大阪府の収入が低く抑えられているという現状は、大阪府の財務状態に余裕がないことをあわせ考えれば、小さな問題ではないと言わざるを得ない。【意見】</p>	<p>同上</p>
<p>⑤ 結論          基本方針に従い、臨海債事業による土地だけでなく、埠頭債事業による土地で堅固な建物の敷地になっている土地についても、速やかに普通財産化の対策を講じることが望まれる。なお、大阪府において、現在に至るまで長年にわたり基本方針が十分に実施されてこなかったという経緯に鑑みれば、上記対策の策定及び実施にあたっては、具体的対策を策定するだけでなく、実施状況を検証することができるよう、数値目標を設定することが望まれる。【意見】</p>	<p>同上</p>

(3) 随意契約について

包括外部監査結果報告書記載内容	措 置 の 状 況
<p>⑤ 複数年を想定した契約であることを理由に 2 号随意契約がなされているもの</p> <p>ア 警備業務委託契約 今後は、複数年を想定した契約を締結するのであれば、複数年契約を締結することを前提に入札・契約を行うべきであり、契約の自動更新条項を理由に「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」として随意契約を締結すべきではない。【指摘】</p> <p>イ 警備業務委託契約を締結する際に行われた入札について 今後は、最低入札価格以外のすべての入札価格が同額である入札など不自然な入札が認められる場合には、談合等の不正行為を防止する見地から、調査を行うべきである。【指摘】</p> <p>ウ 複写サービス委託契約 今後は、複数年を想定した契約を締結するのであれば、複数年契約を締結することを前提に入札・契約を行うべきである。 【指摘】</p> <p>⑥ 2号随意契約を締結しながら、業務のすべて又は大半が再委託されているもの</p> <p>ウ 監査の結果及び意見 一括又は業務の大半が再委託されている業務については、今一度随意契約理由を見直し、競争入札により契約を締結することを検討すべきである。【指摘】</p> <p>⑦ 随意契約の適用条項に疑問があるもの</p> <p>ア 維持管理清掃業務 大阪府が「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」として本契約を締結しているのは、不適切である。大阪府においては、今後は、随意契約理由を今一度検討し、その理由と適用条項に齟齬がないようにしなければならない。【指摘】</p> <p>イ タクシー借り上げ料</p>	<p>平成 20 年7月から、長期継続契約として、電子入札による一般競争入札を実施している。</p> <p>不正な入札の疑いがある場合には、「大阪府総務部契約局公正入札対応マニュアル(平成 19 年 10 月策定)」に基づき、調査を実施している。</p> <p>平成 19 年度から、複数年契約を前提とした一般競争入札を実施している。</p> <p>指摘のあった4件の維持管理や清掃業務委託については、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約が認められているシルバー人材センターと平成19年度及び平成20年4月に契約を締結した。堺泉北港助松コンテナターミナル維持管理業務委託については、平成 20 年9月に電子入札による一般競争入札を実施することとし、8月に公示した。</p> <p>シルバー人材センターとの随意契約であるため、平成 20 年度から、100 万円以下の随意契約を除き、その適用条項を地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号から同項第3号とした。</p> <p>80 万円以下の随意契約であるため、平成 20 年8月から、その適用条項を地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号から同項第1号とした。</p>

大阪府が「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」として本契約を締結しているのは、適切とは言い難い。大阪府においては、随意契約理由とその適用条項を今一度検討すべきである。【指摘】

⑧ その他「性質又は目的が競争入札に適しないもの」とすることに疑問があるもの

ア 維持管理業務

大阪府が「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」として本契約を締結しているのは、疑問がある。大阪府においては、今後は、2号随意契約の締結を見直し、競争入札等により契約を締結することを検討すべきである。【指摘】

イ 物品(印刷物)の売買

大阪府が「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」として本契約を締結しているのは、疑問がある。大阪府においては、今後は、競争入札により契約を締結することを検討すべきである。【指摘】

⑨ 事務の遅延により「緊急の必要」があるものとして随意契約しているもの

再入札の可能性があることをも想定した入札事務を行うべきであり、事務処理が間に合わないとの理由のみで「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」として取り扱うことがないよう努めるべきである。【指摘】

⑩ 随意契約理由書の記載内容が十分とは言い難いもの

随意契約理由書を作成する際には、その書面のみで随意契約の理由及び経緯が明確となるよう努めるべきである。【指摘】

⑪ 設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と密接な関係

維持管理業務委託について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約が認められているシルバー人材センターと平成19年度から契約を締結した。

平成20年7月に指名競争入札を実施し、契約を締結した。

「大阪府随意契約ガイドライン」に沿って、契約案件の緊急の必要性を適正に判断し、対応することとしている。

随意契約理由書の作成に当たっては、具体的かつ詳細な理由、経緯等を明確に記載するよう、平成20年5月に改めて周知徹底を図った。

設備工事の発注について、以降発生する保守点検の内容等も踏まえて判断する総合評価方式による一般競争入札の導入について、平成20

にある保守点検業務

調達のための費用だけでなく、保守点検費用を含めたライフサイクルコストを考慮した契約を行うよう努めるべきである。具体的には、当該設備等の調達を行う際に、保守点検業務等を含めた複数年度契約を行うことができないか、保守点検業務等も評価する総合評価方式による一般競争入札に改めることができないか等についても検討すべきである。【意見】

⑫ 監査の結果及び意見(まとめ)

ア 大阪府港湾局における随意契約の状況

近年、随意契約ガイドラインを設置するなどして厳格な運用を心掛けているが、今後は、随意契約の理由をより慎重に検討し、より一層厳格な運用に努めるべきである。【指摘】

イ 再委託の適正化

随意契約により契約を締結するにあたっては、委託契約であっても、一括再委託の禁止の条項を設けるべきである。また、部分的な再委託であったとしても、再委託を行う理由や再委託の相手方の履行等を大阪府が検証することができるよう、大阪府の承認を条件とすることなどを検討すべきである。【指摘】

ウ 競争的手続の導入

仮に随意契約によることがやむを得ないとしても、競争性を確保する方法が模索されるべきである。例えば、国の「公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議」においても、企画競争・公募型の随意契約の導入が呼びかけられている。大阪府においても、住宅まちづくり部の建築設計業務で、コンペ方式やプロポーザル方式等の競争ないし比較競技により契約の相手方を決定する手続が導入されており、同様の手続の拡大が期待される場所である。【意見】

エ 随意契約理由書の充実

今後は、伺書に添付する随意契約理由書には、随意契約による

年3月に検討を開始した。

平成 20 年3月及び5月に入札・契約事務に関する職員研修会を開催するなど、随意契約の厳格な運用の周知徹底を図っている。

平成 20 年度から、契約者が再委託を行う場合、事前に府の承認を得ることとし、承認後、再委託内容が確認できるものを府に提出させることとした。

都市整備部においてプロポーザル方式を実施するため、適用対象とする業務の分野、規模、難易度、参加希望者に求める条件・資格、募集方法、評価基準等の詳細について、発注者である土木事務所等の関係者と協議・検討の上、平成 20 年度末を目途に標準的な手続き等を定めた要綱を策定する。

随意契約の一層厳格な運用を図るため、入札・契約事務についての職員研修会を平成 20 年3月及び5月に開催するとともに、理由書に、詳細な理由、経緯、他者と契約したときの支障や影響について具体的に記

<p>理由及び経緯をできる限り具体的かつ詳細に記載するよう努められたい。特に、2号随意契約を締結するにあたっては、単に相手方と契約を締結するのが適している理由だけでなく、他の者と契約を締結するのが相当でない理由もあわせて記載されたい。【指摘】</p> <p>オ 情報公開の充実</p> <p>府民に対する説明責任を果たす見地から、随意契約理由を含めた随意契約にかかる詳細な情報を、ホームページ等で積極的に公表するよう努められたい。【意見】</p>	<p>載するよう周知徹底を図っている。</p> <p>随意契約実績状況については、委託契約は平成 18 年度分から、物品購入は平成 19 年度分から、建設工事については平成 20 年1月から、府ホームページにおいて公表している。また、平成 20 年7月からは、随意契約理由を併せて公表することとした。</p>
---	--

### 第3 泉北埠頭株式会社

#### 8 青果事業

##### (4) 大阪府営施設の使用料が低廉に抑えられていること

包括外部監査結果報告書記載内容	措置の状況
<p>① 燻蒸上屋の使用料</p> <p>エ 監査の結果及び意見</p> <p>大阪府は、平成5年度において、港湾運送料金の上昇率を勘案して上屋の使用料を改定しており、燻蒸上屋については、原価計算による使用料単価と実際に徴収している使用料単価が大幅に乖離している状態にある。しかし、燻蒸上屋は特別会計に属するものであり、特別会計は原則としてその収入でもって費用を賄うべきものである。この特別会計の趣旨に鑑みれば、大阪府において、燻蒸上屋の使用料について、原価との乖離を縮小する努力が求められる。【意見】</p> <p>② 大阪府営上屋の屋上使用料</p> <p>大阪府は、更地利用の場合の料金設定とは異なり、相応の料金設定を検討してもよいのではないかと考えられる。【意見】</p> <p>③ 上屋敷地の使用料</p> <p>大阪府においては、更地利用の場合の料金設定とは異なり、相応の料金設定を検討してもよいのではないかと考えられる。【意見】</p>	<p>青果事業関連施設の使用料については、他港の料金体系を調査し、今後の青果事業貨物の動向や耐震構造工事等を考慮した上で、料金改定を検討していく。【経過報告】</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

<p>④ まとめ</p> <p>大阪府所有施設の使用料金は低い方が良いとの意見もあるかもしれないが、大阪府の指定出資法人でもある堺泉北埠頭が十分な利益をあげている現状や大阪府の厳しい財務状況に鑑みれば、青果事業関連施設使用料については、相応の料金設定を検討してもよいのではないかと考えられる。【意見】</p>	<p>同上</p>
--	-----------

(5) 燻蒸上屋に関して、堺泉北埠頭は実質的に管理者である

包括外部監査結果報告書記載内容	措置の状況
<p>燻蒸上屋について、実質的に管理を委ねるのであれば、指定管理者制度の導入を検討すべきである。【意見】</p>	<p>燻蒸上屋については、現状の管理内容を検証し、指定管理者制度の導入により新たに発生する維持管理委託費等を試算した上で、導入の効果や適否について検討を行うこととした。</p>

(6) 荷さばき地及び附属用地の転貸問題

包括外部監査結果報告書記載内容	措置の状況
<p>大阪府においては、仮に第三者への転貸を認めているのであれば、堺泉北埠頭に対して、転貸を承認する手続をとるか、あるいは、使用許可の際に転貸を許可する条項を設ける必要がある。【指摘】</p>	<p>平成20年度の使用許可に当たっては、堺泉北埠頭株式会社から転貸承認申請書を提出させ、転貸について承認した上で使用許可を行った。</p>

(7) 未利用地の利用促進

包括外部監査結果報告書記載内容	措置の状況
<p>堺泉北埠頭は、堺青果センター全体を管理・運営している会社として、大阪府と協力して同未利用地の利用促進を図ることが求められる。【意見】</p>	<p>未利用であった附属用地については、平成20年6月に堺泉北埠頭株式会社に使用許可を行った。</p>

9 埠頭事業(上屋賃貸事業)

(2) 監査の結果及び意見

包括外部監査結果報告書記載内容	措 置 の 状 況
<p>① 普通財産として適正な賃料設定が必要な附属用地 大阪府は、当該附属用地の普通財産化を推進することにより、利用価値に見合った賃料を設定することを検討してもよいのではないかと考えられる。【意見】</p> <p>② 附属用地(バンブール)の転貸問題 大阪府においては、仮に第三者への転貸を認めているのであれば、転貸を承認する手続きをとるか、あるいは、使用許可の際に転貸を許可する条項を設ける必要がある。【指摘】</p>	<p>公共性のある上屋の附属用地については、普通財産化は困難と考えるが、平成 20 年7月に適用する級地(使用料算出の施設区分)を見直し、使用料の引上げを行った。</p> <p>平成 20 年度の使用許可に当たっては、堺泉北埠頭株式会社から転貸承認申請書を提出させ、転貸について承認した上で使用許可を行った。</p>

## 10 埠頭事業(中古車ストックヤード賃貸事業)

### (2) 監査の結果及び意見

包括外部監査結果報告書記載内容	措 置 の 状 況
<p>堺泉北埠頭においては、今後は、重要な事項を決定する際には、取締役会で審理し決議するとともに、取締役会議事録にその旨を記録していくべきである。【指摘】</p>	<p>堺泉北埠頭株式会社においては、平成 20 年5月以降、重要な事項を決定する際には、取締役会で審理し、取締役会議事録にその旨を記録していくこととした。</p>

## 11 指定出資法人としてのあり方

### (3) 監査の結果及び意見

包括外部監査結果報告書記載内容	措 置 の 状 況
<p>① 大阪府における収入増加対策の必要性 大阪府においては、行政財産の見直しとともに、大阪府の収入の増加策が検討されるべきではないかと考えられる。【意見】</p> <p>② 指定出資法人の活用自体の不透明さ 堺泉北埠頭は、財務体質が健全であるとはいえ、将来において万一同社が経営判断を誤るなどして財政危機に陥れば、大阪府が 51.4%</p>	<p>未利用地の附属用地について、平成 20 年6月に堺泉北埠頭株式会社に使用許可を行った。また、同年 7 月には、公共性のある上屋の附属用地について、使用許可の級地を見直し、使用料の引上げを行うとともに、これら以外の行政財産として使用許可している土地については、普通財産としての貸付に変更するなど、収入の増加を図った。</p> <p>平成 20 年3月、府港湾局のホームページ内に「堺泉北埠頭株式会社について」のページを開設し、同社の概要や役割、事業についての情報</p>

<p>の株式を有する指定出資法人であるという関係から、たちまち大阪府の財政ひいては府民に対してマイナスの影響を及ぼすことになることが懸念される。大阪府が同社と連携して実施する事業が府民にとってチェック可能なものとするのが求められる。【意見】</p> <p>③ 大阪府民に関する説明責任と堺泉北埠頭のあり方</p> <p>大阪府の行政と重要な関係がある指定出資法人との取引は、すべて議会及び府民に公表することが求められる。その際には、単に取引額や大阪府が指定出資法人と連携して実施している事業遂行状況だけではなく、大阪府行政の透明性確保のため、同法人と連携する理由についても詳細に府民に開示することが求められる。【指摘】</p> <p>今一度、堺泉北埠頭を通じた港湾施策の実施方法、同社との取引のあり方、民間ノウハウの活用も含めた同社の運営のあり方等を議論すべきではないかと考える。【意見】</p>	<p>を掲載することにより、府民への開示を進めた。</p> <p>同上</p> <p>平成 19 年度から、府において「府営港湾経営振興計画(仮称)」の策定作業を進めており、その中で、府の港湾施策の実施における堺泉北埠頭株式会社のあり方や、民間ノウハウの活用も含めた同社の運営のあり方などについて検討している。</p>
--	---

#### 第4 泉大津港湾都市株式会社

##### 8 ビル賃貸事業

##### (3) 監査の結果及び意見

包括外部監査結果報告書記載内容	措 置 の 状 況
<p>① 一般管理費を賄えるだけの収入確保が必要</p> <p>平成18年度に土地分譲事業が終了したため、平成19年度以降はビル賃貸事業が泉大津港湾都市の中心的事業となる。(中略)同社が長期的に安定した経営を行うためには、一般管理費を賄えるだけの収入確保が必要であり、そのためには入居率向上が不可欠である。未使用状態が続いている12階のレストラン及びホール並びに5階のクリニック仕様のスペースは、現在の仕様のままでは借り手が見つからないのが現状である。他用途(例えば事務所仕様)に変更するには改装費用が必要になるが、民間事業者のニーズに合致した形での仕様に変更</p>	<p>府の「出資法人のあり方総点検(平成19年8月30日)」において、同社の方向性は「自立・民営化」となり、この方針に沿って、平成20年3月にビルを民間事業者へ売却した。</p>

<p>し、入居者の誘致を図ることを検討される必要がある。【意見】</p> <p>② 減額賃料の改善 無償賃貸の1階食堂、喫茶室については、平成 19 年度からは共益費の一部負担を合意したものの、基準額に対してわずか数%にしかない。事業者に対して経営努力を促し、さらなる賃料増額を図ることが必要であるとする。【意見】</p>	<p>同上</p>
---	-----------

## 9 マリーナ事業

### (5) 監査の結果及び意見

包括外部監査結果報告書記載内容	措 置 の 状 況
<p>① 艇置場特定使用契約の締結経緯及び内容の不当性 大阪府としても、優遇の期間を明確に限定しておくなど、際限なき優遇が継続することのないよう特定艇所有者らと合意し、関係各契約を締結させるべきであったし、基本となる契約書以外に調印しない三者合意があるなどの不透明・不透明な処理を行うことは厳に慎むべきであった。【指摘】</p>	<p>マリーナ事業については、平成 20 年3月に泉大津港湾都市株式会社から、泉大津市の出資法人である泉大津埠頭株式会社に譲渡されたことにより、地元事業が引き継がれた。</p>
<p>② 泉大津港湾都市による継続的な艇置料補償の必要性・相当性 補償はできるだけ早期に終了させるべく、泉大津マリンとの関係の分離の検討等も含めた、抜本的な対策を講じるべきである。少なくとも、特定艇数の減少があればこれを反映した補償額を算出するなど、艇置料補償額を減少させることが検討されるべきである。【意見】</p>	<p>同上</p>
<p>③ 大阪府による水域占用料免除取扱継続等について 特定艇優遇に伴う水域占用料の免除の取扱いは、免除等の支援を要しない形で泉大津マリンが自立的に存続し得るよう対策が講じられることが望ましいが、かかる免除取扱いが現実に泉大津マリンの存続に大きく寄与していること、さらに放置艇対策という港湾施策に寄与し</p>	<p>平成 20 年3月、府港湾局のホームページ内に「プレジャーボート放置艇対策」のページを開設し、本マリーナ事業が水域占用料の免除を受け、利用しやすい艇置料を設定でき、放置艇の解消に役立ってい</p>

<p>ていることを考慮すると、大阪府においては、こうした水域占用料の免除を今後も続けていくことについては、府民に対する十分な説明責任を果たし、府民の十分な理解を得ることができるようにする必要がある。【指摘】</p>	<p>るということを紹介し、府民の理解を得られるよう努めている。</p>
---	--------------------------------------

## 11 指定出資法人としてのあり方

### (3) 監査の結果及び意見

包括外部監査結果報告書記載内容	措置の状況
<p>特定艇問題など、過去に大阪府が関与し未だ解決していない事項もあることから、地元への事業引継ぎが円滑に進められるよう、積極的な調整・対応が求められる。【意見】</p>	<p>マリーナ事業については、平成 20 年 3 月に泉大津港湾都市株式会社から、泉大津市の出資法人である泉大津埠頭株式会社に譲渡されたことにより、地元へ事業が引き継がれた。</p>

## 第3編 河川及び水防に関する事務

### 第2 各事業の概要と実施状況

#### 1 河川の改修

### (3) 監査の結果及び意見

包括外部監査結果報告書記載内容	措置の状況
<p>① 河川整備基本方針及び河川整備計画の策定について            ア 大阪府河川整備委員会について            限られた条件の下での適切な人材確保の困難さや円滑な審議遂行の観点からは、ある程度やむを得ないにしても、常に緊張感を持って審議を行うため、可能な範囲で、適宜の委員の交替を意識して行うべきであろう。【意見】            イ 住民参加について            住民参加は平成 9 年改正時に新河川法が明文で要請するに至った重要な事柄であるだけに、改善の必要があるように思われる。まず、住民参加に関する取扱全般について、策定単位の大小や河川の特性が異なるが、地域や計画内容によって不公平、不十分な事</p>	<p>平成 22 年度までに、残りの 1 級河川の 3 ブロックの河川整備計画と 2 級水系の 5 つの基本方針を策定することとしている。その間の委員交替は適切でないと考えるが、平成 23 年度以降は適宜委員交替を行う。</p> <p>住民意見の聴取については、「縦覧」、「説明会」、「ホームページ」のほか、可能な範囲で「河川懇談会」を開催しており、平成 20 年度に住民意見聴取のために最低限必要な事項についてガイドライン等で明文化することとした。</p>

態が生じることがないように、最低限行うべき事項についてはガイドライン等で基準を定めておくべきであろう。また、説明会等については、参加者を増やすことの難しさは理解できるが、今以上に広報活動を工夫することを検討すべきであるし、自治会や町会単位で行われている河川懇親会は有益であると思われるので、開催基準を定めるなどして積極的に活用すべきではないかと思われる。困難な課題ではあるが、住民参加の活性化に関する積極的な取組を望みたい。【意見】

ウ 策定の遅れについて

諸事情を考慮してもなお、法改正から10年を経た現在において、大阪府河川整備委員会の審議も開始されていないものが相当数残存している現状は、問題がある。個別の改修事業との関係においても、策定未了の水系について、法改正から10年を経た現在においてなお経過措置を用いて旧河川法下の計画を根拠に事業を行うことには妥当性の観点から疑問が生じかねないし、前記の環境整備事業のケースのように、策定未了の水系について旧河川法下の計画にもなかつた新規事業を開始してしまうことは、今後は厳に避けられねばならない。(中略)国をはじめ大阪府も、早期策定に向けて作業を進めているとのことではあるが、真に早期策定を実現するためにも、策定に関する改善策を検討した上で具体的な目標設定を行い、今後の行程表を公表すべきである。改善策としては、府内や国の関係部局ないし関係機関との協議につき、策定が遅れている現状への理解を得て、協議のスピードアップを図るべきであるし、委員会の審議についても、委員の増員等により審議の質を落とさずにスピードアップを果たす手段はないのかが検討されるべきである。また、大阪府の職員だけでは素早い対応が困難な面があるのであれば、支障のない範囲での部分的な作業の外注も検討されるべきであろう。

【意見】

② 優先順位と府民への開示について

ア 優先順位の考え方

関係機関との協議や委員会審議のスピードアップについては、人材が限られていることや所要の手続きが必要なことから対応が困難と考えているが、平成22年度までに、残りの1級河川の3ブロックの河川整備計画と2級水系の5つの基本方針を策定することとしている。そのスケジュールについては、平成20年7月に開催した河川整備委員会です承され、ホームページで公表している。

平成20年度中に、府都市基盤整備中期計画の箇所や同計画の記載

<p>府民から見た場合、多数の区域の中で個々の事業箇所が選定された理由や、事業未着手の箇所が今後どのように扱われるのかについては、分かりにくい面があることは否めないように思われる。限られた予算の中で真に適切かつ公平な選択を行っていることをより明確にするためにも、大阪府における河川改修の現状の全体像と現在行われている事業の選定理由、さらには今後計画されている事業の現時点における構想を、今以上に分かりやすく具体的に示す工夫を行うことが、今後の課題として検討されてもよいように思われる。【意見】</p> <p>イ 事業コストを含めた開示について</p> <p>今後の課題として、前記の河川改修の全体像や選定理由等の公表とあわせ、予想される各事業のコストや費用対効果の検討結果を、今以上に分かりやすく具体的に示す工夫を行うことを、検討すべきである。【意見】</p> <p>③ 総合的・一体的な対策</p> <p>平成 17 年～18 年から、圏域毎の総合流域防災調整会議の設置や寝屋川流域水害対策計画の策定など、各関係機関が連携しての取組が開始されているようであるので、今後も、各関係機関の密な連携による今日的な対策の一層の推進を期待したい。【意見】</p>	<p>内容、事業評価時の費用対効果、大阪府建設事業評価委員会の意見などについて、可能な限りホームページに記載することとした。</p> <p>同上</p> <p>現在実施されている各関係機関との密な連携による対策を継続して実施する。</p>
---	---

## 2 高潮、地震、津波対策

### (2) 監査の結果及び意見

包括外部監査結果報告書記載内容	措置の状況
-----------------	-------

<p>本監査において特段の問題は見受けられなかったが、これまでに完成した重要な高潮防御施設の今後の維持管理等に関しては、万全が期されることを望みたい。なお、津波・高潮ステーションの設置については、現段階では未完成であるため具体的な意見を述べることは困難であるが、旧事務所の有効利用は好ましいことであるので、積極的な広報を行って普及啓発に十分役立てるとともに、費用対効果の観点から常に維持費と利用実績に配慮したうえでの運営を期待したい。【意見】</p>	<p>これまでに完成した高潮防御施設などの防災施設の維持管理については、これらを確実に稼働させるために、電気事業法などの法令やゲート点検整備要領などの各種基準に基づく定期的な点検整備、試運転を実施するとともに、劣化した設備の補修や更新を適宜実施し、防災対策に万全を期することとする。</p> <p>津波・高潮ステーション(仮称)については、大阪市内の小学校に対して、施設の概要説明と利用ニーズの把握を目的とした調査を実施している。</p>
---	---

### 3 河川の管理

#### (5) 監査の結果及び意見

包括外部監査結果報告書記載内容	措置の状況
<p>① 河川の日常管理と河川台帳について</p> <p>大阪府が管理する一級河川水系の指定区域の河川台帳については、河川台帳の作成者(国)と河川管理者(大阪府)が異なっているところ、前記のとおり、当該指定区域に関して大阪府は独自に業務上必要と思われる図書類を作成、保管し、必要に応じて更新しているとのことで、これらが国の河川台帳に適切に反映されているかについて、若干の不安が感じられた。これは都道府県より国の問題と言うべき側面が強いものと思われるし、前記の総合流域防災調整会議設置を契機に情報交換が開始されているようではあるが、河川台帳の整備の重要性に照らし、大阪府も河川管理者として積極的かつ具体的にその整備状況を確認して、整備に協力することを検討すべきではないかと思われる。【意見】</p> <p>② 大阪府以外の国、市による占用許可について</p> <p>大阪府は占用許可期間終了間際に許可者(国、市)へ滞納状況等を連絡し、許可更新手続時には滞納状況を占有者に通知させ、徴収を可</p>	<p>一級河川台帳は国が作成することとなっているため、これまで、府では業務上必要な図書類の作成のみを実施していたが、今後、国と協議し、台帳作成に必要な情報の整理と提供などにより、一級河川台帳の整備に積極的に協力することとした。</p> <p>占用料が滞納されている許可案件について、国、市と緊密に連絡をとり、占用許可の更新と連携して徴収率の向上に取り組んでいる。</p>

<p>能な限り促すように協力を国、市に求めることは可能と考える。大阪府は、国、市との情報連携を行いながら、徴収率向上への工夫を行うべきである。【意見】</p> <p>③ 流水占用料等の延滞金について 河川法 74 条5項においては、流水占用料等の延滞金を徴収することができる旨が定められている。また、督促のための大阪府職員による事務負担も生じており、期限内の納付を促進するためにも、延滞金制度を定めた条例の制定を検討すべきである。【意見】</p> <p>④ 不法占拠への対処について 今後も充実したパトロール点検等によって新規案件発生防止に努めるとともに、既存案件についても、案件毎の事情に関して慎重な検討を行ったうえで、悪質案件については訴訟提起等の断固たる姿勢で臨むなどして、早期の改善を果たされることを期待したい。【意見】</p> <p>⑤ 大川対策について これまでの全体状況を見れば、戦後の混乱期における不法占拠という特殊事情があったにしても、本格的な対応の開始が大きく遅れており、このことが問題の長期化につながってしまった面があることは否めないように思われる。しかし、平成 3 年以降は現実的な対策が実行されており、特にこの 10 年は、訴訟提起も行って着実に成果を上げている状況にあり、現在も、不法占拠者の今後の生活等に一定の配慮は払いつつ、必要とあれば訴訟を辞さない構えでの交渉が続けられている。今後もこの方向性を維持しつつ、できるだけ早期の全面解決を目指すべきである。【意見】</p>	<p>他の都道府県の状況などを踏まえ、延滞金制度を設けることを検討し、平成 21 年2月議会に大阪府流水占用料等条例の改正案を上程することとしている。</p> <p>既存の案件については、訴訟を視野に入れて対応しており、平成 20 年度は、八尾土木事務所管内の不法占拠案件について、東大阪市とともに法務局に訴訟提起依頼を行い、法的処理を進めている。 新規案件の発生防止については、住民からの通報確認やパトロールを定期的に行っている。</p> <p>移転見舞金を活用し、引き続き移転交渉を推進し、任意交渉による解決が見込めない場合には、法務局と協議の上、訴訟提起による法的解決を図ることとしている。平成20年度は、既に1件訴訟提起依頼を行っており、平成24年度末までに件数で90%以上の進捗を図ることを目標とする。</p>
---	--

4 水防に関する事業

(3) 監査の結果及び意見

包括外部監査結果報告書記載内容	措 置 の 状 況
-----------------	-----------

<p>① 水防に関する計画・各種システム・府民への伝達について      今後もかような方向性での取組を続けることで、より一層の水防活動の充実が図られることを期待したい。また、おおさか防災ネットについては、多数の情報が集約されているためやむを得ない面があるものの、若干分かりにくい部分もあるため、これを所管する危機管理室と連携して、より分かりやすい表示に向けての改善を検討されるとともに、第4編でも指摘するとおり、このような充実したサイトの存在を府民に周知させるために、これまで以上に十分な広報を実施されたい。【意見】</p> <p>② 水防訓練について      指定水防管理団体以外の団体や各出先機関が独自に行う訓練についても、大阪府において逐次報告を受けて内容を把握しておくことが必要ではないかと思われた。また、訓練に関する補助や支出の現状については、大阪府によれば現状においても訓練に支障が生じてはいないとのことであった。支出を抑えつつ十分な訓練を実現することが最も好ましいことは言うまでもないが、訓練の重要性に照らせば、常に現状で十分であるか否かを意識したうえで、水防能力の確保や向上のため必要性が生じた場合には、相応の費用の投下も検討してよいものと思われる。</p> <p>今後も、水防訓練についても大阪府が指導調整役を果たし、日常的な情報交換や水防担当者会議等における協議を通じて、各水防管理団体や各出先機関との間で水防訓練に関する情報を共有、蓄積したうえで、適宜の協議や助言を行い、各水防管理団体や各出先機関における訓練効果の最大化と均一化が図られることを期待したい。【意見】</p>	<p>おおさか防災ネットについては、より分かりやすい内容になるよう、危機管理室と連携し、改善を図っている。大阪府河川防災情報サイトの周知については、平成20年3月末に「みずから守ろう！あなたの暮らし！」と題した紹介リーフレットを作成し、府内全市町村、水防事務組合及び府都市整備部出先事務所等に配布した。さらに、同サイトの情報を広く府民に周知するため、市町村に広報誌への掲載を依頼したところ、11市町（平成20年6月から9月発行時点）で掲載されることとなった。</p> <p>平成20年6月から府内市町村に対して、独自に実施する水防訓練に関する調査を行い、調査結果は、地域毎に開催された水防災連絡協議会の場において、市町村、警察、消防及び水防事務組合等の関係機関に配布し、情報共有を図った。また、各自の水防訓練を他機関の事例も参考にして充実されること、市町村で作成しているハザードマップを活用するよう説明を行った。</p> <p>府内の水防事務組合への補助金については、各水防事務組合が実施する訓練をはじめとする様々な事業を支援するものであり、今後も必要性を踏まえ継続する。</p>
--	--

### 第3 契約事務

#### 2 契約状況

##### (1) 入札

##### ② 監査の結果及び意見

包括外部監査結果報告書記載内容	措 置 の 状 況
大阪府は入札に関してさまざまな方策を進めているのであるが、このような現状を踏まえ、競争性の高い入札は過度に競争性が激しくなり不適切な工事等が行われなように、反対に競争性の低い入札はより競争性が高まるような対策を進めることが求められる。【意見】	落札率については、工事及び業務の内容、業種等により、また、需要と供給のバランスによって差異が生じた結果と考えられる。今後も入札事務について適正に行う。

(2) 工事請負契約(随意契約)及び委託契約(随意契約)

② 監査の結果及び意見

包括外部監査結果報告書記載内容	措 置 の 状 況
今後、このような設備の新規製作あるいは取替えを行う時には、製造業者以外でも点検整備や修繕ができるように特殊性・専門性を要する部分を最小限にした内容での製造・設置を行えないかについて十分に検討すべきであるし、設備の建設費用のみならず、予定される使用期間における、点検整備コスト等も可能な限り考慮して、設備及びその建設業者を選定すべきである。【意見】	ライフサイクルコストを考慮した契約について検討を行い、適当な案件があれば平成 21 年度から試行実施する。

第4編 危機管理に関する事務

第3 平成 18 年度の危機管理室の実施事務の概要

2 実施事務の詳細

(2) 市町村地域防災計画の修正にかかる指導及び協議

包括外部監査結果報告書記載内容	措 置 の 状 況
<p>② 市町村地域防災計画の修正の遅れについて</p> <p>各市町村の地域防災計画修正の遅れに対し、大阪府は、市町村地域防災計画の修正は市町村がその中心となって市町村防災会議がなすべきであると考えており、具体的には、市町村からの相談・協議を受けて個別の指導・助言を行うにとどまっている。(中略) 今後は、災害対策基本法の趣旨に則り、積極的に修正についての「指導」をなすべきである。【意見】</p>	<p>平成 20 年度から市町村地域防災計画の修正に係る状況調査を実施し、調査の結果、修正が必要と考えられる市町村についてヒアリングを行い、修正の支援・働きかけを行うこととした。</p>

(3) 防災拠点設備の整備・維持管理

包括外部監査結果報告書記載内容	措 置 の 状 況
<p>② 大阪府防災情報センターの問題点と対応策について</p> <p>大阪府は、販売者と契約を締結するなどして、災害発生時に非常用自家発電機の燃料供給が最優先になされるよう措置を講ずる必要があるとともに、災害発生時における販売所から防災情報センターへの重油の輸送方法、輸送経路についても具体的に計画を立案しておくべきである。【意見】</p> <p>防災情報センターは、災害時には多人数(最大で 300 人以上が集まるとのことである)が活動する場所となり、トイレの確保は重要な問題となると思われるので、大阪府は、簡易トイレ等が確実に提供されるよう十分に配慮すべきである。【意見】</p> <p>⑦ 庁舎等の耐震強度について</p> <p>本庁舎は、「府有建築物耐震化実施方針(案)」において災害時に重要な機能を果たす建築物として分類され、当該分類に属する Is 値が 0.3 未満の建物については、平成 19 年度から 3 年間で耐震化事業に</p>	<p>平成 20 年3月に、関係事業者2社と災害時の自家用発電機燃料の優先供給についての覚書を締結し、また、輸送経路及び方法について確認をした。</p> <p>簡易トイレの調達については、平成 18 年1月に大阪建設機械リース協同組合と「災害時における応急救助用資機材等の供給協力に関する協定」を締結している。同組合は、現在簡易トイレ(大小兼用型)4926 基、簡易トイレ(男子専用)925 基を保有しており、周辺府県の組合からも相当数調達可能であることを確認している。平成 20 年6月に、災害時の府庁への簡易トイレの提供に関する手順や調達基数等について、同組合と協議・確認した。</p> <p>耐震性の低い府庁本館については、平成 19 年度から耐震補強のための設計作業を開始しているが、庁舎整備全体構想の議論を踏まえて進めることとする。</p>

<p>着手するとしており、速やかかつ確実な実施を望みたい。【意見】</p> <p>市町村が、各市町村の防災拠点建物の耐震性について調査し、不十分であれば早急に耐震補強をするなど、適切な措置を講じることが望まれ、大阪府は、その状況を適時に把握し、その措置が早期に実現されるよう積極的に働きかけるべきである。厳しい財政状況のもと、大阪府が、積極的な働きかけとして市町村に対して直接的に耐震補強のための財政支援を行うことは困難であろう。しかしながら、ここでいう働きかけの方法は、財政支援に限定されたものではない。例えば、市町村の防災拠点建物の耐震強度の現状や、防災拠点建物の耐震強度の違いによって災害発生時における応急対策にどのような違いが生じるかについての情報を、市町村や府民に提供することなども、「働きかけ」としては有益であり、耐震補強がより早期に実現されることにつながるであろう。【意見】</p>	<p>平成 20 年度から、消防庁が毎年実施する公共施設等の耐震改修状況調査の結果公表(平成 19 年度は 11 月)にあわせて、本調査における府内市町村ごとの耐震状況等を全市町村に情報提供するなど、耐震改修に係る働きかけを行うこととした。</p>
--	--

#### (4) 災害情報の収集と伝達

包括外部監査結果報告書記載内容	措 置 の 状 況
<p>おおさか防災ネットについては、このような重要なサイトの存在を府民に周知させるために、これまで以上に十分な広報を実施されたい。【意見】</p>	<p>企業や業界団体等の利用を促進するため、防災サイトの利便性のアップに努めており、平成 20 年6月には、インテックス大阪での地域防災展でPRを行った。</p>

#### (5) 被災者支援

包括外部監査結果報告書記載内容	措 置 の 状 況
<p>① 災害救助基金の積立及び管理 法定の充足率を満たしていないことは指摘せざるを得ない。【指摘】</p> <p>② 食料品・生活必需品・医薬品等の確保 エ 監査の結果及び意見 現状では、食料品・生活必需品の確保についての府民への広報が十分とはいえない。したがって、大阪府は、府民に対し、災害に備えて食料品・生活必需品をみずから確保するよう広報を強化すべき</p>	<p>今後とも税収の動向を注視しながら、法定水準の確保に努める。</p> <p>府民参加の防災訓練等において、「自らの安全は自らが守る」という自助の必要性の啓発に一層努めている。</p>

である。【意見】

大阪府は市町村に対し、備蓄の目標を明確にさせて、その目標を達成するよう積極的に働きかけるべきである。【意見】

重要物資以外の物資については、大阪府は、流通備蓄、調達対応としてこれらを確保しており、具体的には業界団体等との協定に依っているものが多くを占めている。相手方に供給義務を負担させる具体的な契約を締結することは困難であることは想像に難くないが、可能な限り個別の契約にするよう努力すべきである。【意見】

医薬品等については、「災害拠点病院確保・供給医療物資標準仕様書」に記載された医薬品等の内容及び数量が、災害に備えて確保しておくべき物資として適切であるか検討され、適正に備蓄されなければならない。そのうえで、危機管理室は健康福祉部からその状況について適時に報告を受け、適正な備蓄がなされていることを確かめるべきであり、このような情報が健康福祉部をはじめ関連する防災関係機関との間で共有されていなければならない。【意見】

大阪府は、後記のとおり、災害時の応援や物資の供給等に関して170を超える協定を締結している。(中略)危機管理室は、すべての協定について協定書の写しを保持し、災害発生に備えることが必要であり、長期にわたり改定がなされていないものについては、改定の必要性を検証し必要に応じて改定作業を進めるべきである。【意見】

### ③ 要援護者に関する支援

市町村の備蓄に関しては、毎年度当初に調査を行い、その結果を府ホームページで公表することとした(平成 20 年7月掲載)。また、調査結果を踏まえ、市町村防災対策主管課の各ブロック代表が集まる防災対策協議会(平成 20 年5月)において、府が想定する目標量を提示し、市町村に備蓄充実を働きかけた。

今後とも各物資の性質等に応じた合理的な確保方式を実施するとともに、協定の実効性を高めるため、平成 20 年度から定期的に、最新の連絡窓口を確認することとした。

医薬品等の品名・数量・効能等の情報については、従前、専門的知見を有する健康福祉部で把握していたが、平成 20 年度からは、危機管理室も報告を受け、市町村にも情報提供することとした。

平成 20 年 3 月に全協定書の写しを編綴し、協定の実効性を高めるため、平成 20 年度から定期的に、最新の連絡窓口を確認することとした。なお、協定変更の必要が生じた場合は、的確に対応する。

<p>イ 監査の結果及び意見</p> <p>第1に、大阪府は、各市町村の支援プランの策定の現状を把握し、進捗状況が芳しくない市町村に対しては、早期策定を促すとともに、支障となっている事象・課題がある場合には、その内容をも正確に把握すべきである。現在は、市町村の進捗状況を把握できているとのことであるが、大阪府としてより積極的に、かつ詳細に問題点を把握するとともに、市町村が支援プランを早期に策定し得るよう、市町村に対する支援・協力を積極的かつ具体的に実施すべきである。【意見】</p> <p>第2に、大阪府は、支援プラン策定の支障となっている事象・課題について、その内容や対応方法などの各市町村の経験を集約して情報を一元的に把握するとともに、それを全市町村で共有できるようにすべきである。各市町村が同じ失敗を繰り返すことなく、個々の課題の解決に役立った方策があれば、それを全市町村で共有し、実践できるようにするなど、大阪府は府域全体としての課題解決に向けた中心的な機能を果たすべきである。【意見】</p> <p>以上、第1、第2の点については、避難所運営マニュアルの策定業務についても同様である。【意見】</p> <p>危機管理室と関係部局との連携を一層緊密にするなど、全庁的な取組体制の強化・充実を図るべきであり、支援プラン策定等について、市町村が独自に責任を持って策定するものであるとの理由で消極的な対応にならないよう取り組まなければならない。【意見】</p>	<p>災害時要援護者支援に関する市町村の取組状況や課題等については、従前、アンケート調査等により把握しているが、平成20年度からは、取組みに着手していない市町村にヒアリングを実施し、詳細な課題把握と積極的な取組支援を行うこととした。</p> <p>市町村の取組みを支援するため、先進的な取組みや課題解決の経緯等をまとめた事例集を平成20年度中に作成し、全市町村へ提供することとしている。事例集の作成にあたっては、健康福祉部と共同で、市町村の福祉部局や関係団体の取組みを情報収集するなど、関係部局との連携を進めている。</p> <p>また、避難所運営マニュアルについては、市町村マニュアルのモデル的なものを平成20年9月末までに作成し、各市町村に提示することにより、作成促進を図ることとした。</p>
--	---

(7) 訓練及び広報

包括外部監査結果報告書記載内容	措置の状況
<p>① 防災訓練等の実施</p> <p>イ 大阪府・三島地域4市1町合同防災訓練</p> <p>本訓練に関しては、大阪府は市町村と各地域の情報や訓練結果に関する分析結果等を共有・蓄積し、例えば、ある市町村における訓練や広報の成功事例を他の市町村へ紹介するなどの取組を進めるとともに、成果を測定するための指標を持ち、目標管理などを通じ</p>	<p>平成20年3月から、大阪府内市町村防災対策協議会を活用し、市町村における訓練や住民PRに係る先駆的な取組事例や成果、課題などの情報共有を図ることとした。また、平成20年度から、関係市町村と連携し、訓練の目的や目標を明確にし、より実効ある訓練となるよう努める</p>

<p>て訓練の効果の最大化を図るべきである。【意見】</p> <p>ウ 大阪府地震災害対策訓練等の実施</p> <p>今後は、BCP(事業継続計画)の策定の有無とは関係なく、大阪府庁あるいはその出先機関等の機能の重要な一部に支障が生じているなどの被害を想定した訓練も実施すべきである。【意見】</p> <p>大阪府は、危機事象を想定して実施する訓練のいずれにおいても、成果や課題等を把握・共有するとともに、課題については改善の取組を進め、その成果を全庁的に共有し活用すべきである。【意見】</p> <p>訓練は府民全体を対象として計画的に行われるべきであり、大阪府は、中長期的な訓練に関する方針を定めたうえで、短期的には具体的な成果目標を定めて訓練を実施すべきである。さらに、市町村においても、有効に、かつ計画的に訓練が実施されるよう、大阪府は、市町村が実施している訓練状況を把握し、積極的に助言などを行うべきである。【意見】</p> <p>② 地域防災力の向上事業</p> <p>大阪府には、市町村と十分に協議のうえ、地域防災力の向上を図るべく効果的に事業を実施し、充実させることを期待したい。【意見】</p>	<p>こととした。</p> <p>平成 20 年中に、電力供給停止を想定した訓練等、防災応急機能の低下を想定した訓練の実施を検討することとした。</p> <p>平成 20 年度中に、各部局における訓練の成果や課題を危機管理室で集約し、全部局で共有することとした。</p> <p>平成 20 年3月から、大阪府内市町村防災対策会議において、市町村における訓練状況を把握し、未実施の市町村に対しては訓練実施の働きかけを行っている。また、平成 20 年度中に、府単独訓練及び府・市町村合同訓練について、成果目標の設定を含めた中長期的な訓練の実施方針を定めることとした。</p> <p>府関係機関、市町村との連携により防災啓発活動を展開し、市町村職員を対象とする簡易型図上訓練手法の研修、訓練の計画・実施に係る助言や支援を実施しているところであり、今後、より積極的に啓発や支援に取り組む。</p>
--	--

#### 第4 危機管理監の役割と実施事務

##### 3 危機管理監の職務に関する検討

###### (3) 監査の結果及び意見

包括外部監査結果報告書記載内容	措置の状況
<p>大阪府は平時において、全庁各部局と危機管理室との間で、かつ、大阪府と各市町村との間で、危機管理に関する最新の情報が十分に共有されるようにすべきである。【意見】</p> <p>大阪府は、各部局から危機管理監あるいは危機管理室に報告・連絡</p>	<p>庁内の各部連絡責任者会議や危機管理情報担当者会議、市町村防災対策協議会等をより一層活用し、庁内各部局や市町村との情報共有を強化する。</p>

すべき事項について、情報の伝達が適時・適切になされるように、危機管理意識を持って対処するよう大阪府の全職員に周知すべきことはもちろんのこと、とりわけ各部局に設置された各部連絡責任者や危機管理情報担当については徹底されるべきである。【意見】

危機管理監という職が大阪府民の生命、身体、財産を守るうえで非常に重要な役割を果たすことに鑑み、危機管理監に求められる経験や知識、能力を有した人材を常に確保するよう期待する。【意見】

副知事以下の全職階、各部連絡責任者、危機管理情報担当を対象に研修等を実施し、その内容を庁内ホームページに掲載しているところであり、今後とも、研修や訓練等の実施を通じ、危機管理意識の徹底を図る。

今後とも、適切な人材配置を人事担当課へ要請することとする。